

他分野における技術に関する規制の在り方についての議論の例

○GOVERNANCE INNOVATION : Society5.0 の時代における法とアーキテクチャのリ・デザイン
(2020年7月 経済産業省 Society5.0における新たなガバナンス検討会報告書)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001.html>

- ・ビッグデータ、IoT、AI などデジタル技術が社会を急激に変えていく中で、「イノベーションの促進」と「社会的価値の実現」を両立する、新たなガバナンスモデルの必要性と、その在り方を示す、経済産業省の検討会の報告書
- ・報告書の概要として公表された資料は、別添のとおり

○デジタル時代の法とは（複眼） ■ゴール重視の枠組みに
(2020年5月21日 日経新聞「複眼」 宍戸常寿 東京大学法学部教授)
<https://www.nikkei.com/article/DGXXKZ059339190Q0A520C2TCS000/>

- ・上述の経済産業省の検討会の副座長でもある、宍戸常寿氏の論考

「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」の概要

1. 背景

現代社会の構造は、AI やビッグデータ、IoT など、現実世界(フィジカル空間)とデジタルの世界(サイバー空間)を融合させる技術によって急激に変化しており、とりわけウィズコロナ、アフターコロナの時代においては、この動きが一層加速するものと考えられる。本報告書は、こうしたサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合したシステムによって、持続的な経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である“Society5.0”を実現するために、社会全体のガバナンスモデルを見直す必要があること、及びその再構築の方向性を提示するものである。

デジタル化を起点とする急速な変化の時代において、法規制を中心とする従来型のガバナンスモデルでは、イノベーションのスピードに追いつくことが困難である。そのため、一方で法がイノベーションをもたらす新たなリスクをコントロールできず、他方で法がイノベーションの発展を阻害してしまうという問題が指摘されてきた。こうした問題意識は、2019年6月に大阪で開催されたG20の参加国にも支持され、G20貿易・デジタル経済大臣会合の閣僚宣言では、「ガバナンス・イノベーション」の名の下に、各国が、イノベーションが起こりやすい政策を目指して努力すると共に、それに応じてイノベーションに対する障害を取り除くことを目指すことが宣言された。

このようなG20での問題提起に対する理論的視座を示すために、法律、経済、テクノロジー、ビジネス、そして監査といった様々な分野の専門家から成る「新たなガバナンスモデル検討会」が、本報告書を取りまとめた。

2. 本報告書の概要

<本報告書の提言の全体像> ※括弧内の数字は、本報告書の記載箇所を示す。



本報告書の主要なメッセージは、国がルール設計から監督と執行までを一手に担う従来型のモデルから脱却し、企業がルール設計とモニタリング、エンフォースメントの中心的な担い手となっていくというものである。具体的には、以下のようなガバナンスモデルを提示している。

<総論>

- ① ルール形成・モニタリング・エンフォースメントのガバナンスの各プロセスにおいて、**サイバー空間及びフィジカル空間のアーキテクチャを設計・運用している企業や、これらを利用するコミュニティ・個人による、ガバナンスへの積極的な関与を確保する。**

<ルール形成>

- ② 社会のスピードや複雑さに法が追い付けない問題を克服するために、規制を、細かな行為義務を示すルールベースから、最終的に達成されるべき価値を示すゴールベースにする。(5.1.1)
- ③ 法律が自然言語によって示したゴールを、サイバー空間のプログラム言語を通じて達成するにあたり、**企業がアーキテクチャの設計又はコードの記述において参照できるようなガイドラインや標準を、マルチステークホルダーの関与によって策定する。**(5.1.2)
- ④ 制定された法規制や、ガイドライン・標準については、その効果や影響の評価を継続的に行い、**頻繁に見直しの機会を設ける。**その際は、モニタリング段階で収集されたデータや、エンフォースメント段階における当事者の主張等を参照し、証拠に基づいた影響評価を行う。(5.1.3)
- ⑤ ガバナンスに必要な情報が民間主体に集中していること(情報の非対称性)を踏まえ、企業自身による自主規制を促すため、**企業が保有する情報をガバナンスに活用するようなインセンティブ設計を行う。**(5.1.4)
- ⑥ 市場や社会規範による規律を有効に機能させるため、**情報開示に関する義務付けやインセンティブ設計(透明化ルール)を充実させる。**また、需要者側からの競争圧力を確保するため、**デジタル時代に合わせた競争ルールの整備・運用を行う。**(5.1.5)
- ⑦ どこまでを法規制で規律し、どこまでを自主ルールに委ね、どのような情報を誰に開示することを求めるか等を検討するため、**ガバナンスに必要なアーキテクチャの分析・設計を行う。**(5.1.6)

<コンプライアンス・モニタリング>

- ⑧ **企業による革新的な手法による法目的達成(コンプライアンス)を促進すると共に、自社の取組みに関する説明責任を重視する(コンプライ&エクスプレイン)。**また、社会からの信頼を確保するために、自己チェック、ピアレビュー、内部監査、合意された手続、第三者によるレビューや監査等といった、リスクに応じた様々なアシュアランス(保証)の態様を活用する。(5.2.1)
- ⑨ 企業、政府、個人といった各ステークホルダーが、**リアルタイムデータへアクセスして効率的かつ実効的なモニタリングを実施できるような技術や仕組みについて検討する。**(5.2.2)
- ⑩ **ステークホルダー間でモニタリングの結果を報告・評価し、今後のルール改正やシステム改善に繋がられるような、定期的なモニタリング・レビューを行う。**(5.2.3)

<エンフォースメント>

- ⑪ 政府は、**企業の行為の社会的影響に応じた法執行を行う。**(5.3.1)
- ⑫ 動作の予測が困難な AI 等の判断により生じた事故について、**特定の個人に帰責するのではなく、企業が事案の究明に積極的に協力するようなインセンティブを付与する。**(5.3.2)
- ⑬ 企業、自主規制団体、外部監査法人等、民間主体による事実上のエンフォースメントを活用すると共に、**その適切性を確保する。**(5.3.3)

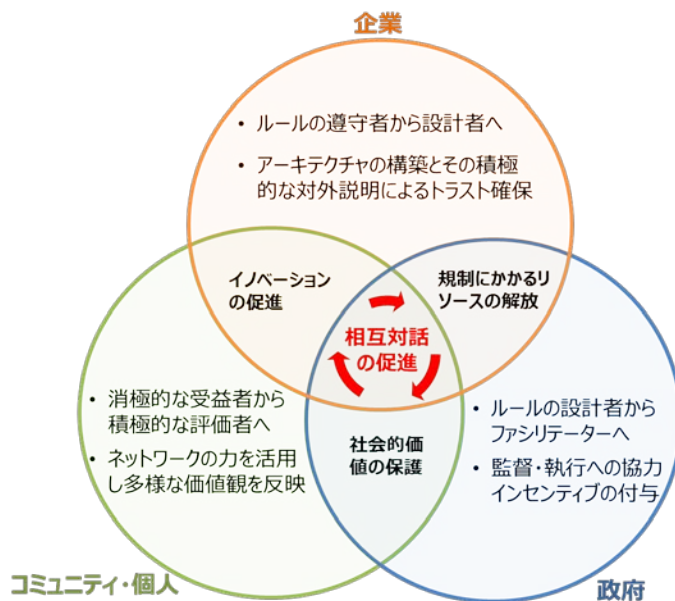
- ⑭ 企業・個人・政府の間で生じ得る紛争の解決を迅速かつ実効的にするため、訴訟や ADR のオンライン化(ODR: Online Dispute Resolution)を進める。(5.3.4)
- ⑮ サイバー空間での行為に対するエンフォースメントを確実にするため、共通の個人・法人 ID 基盤を整備する(5.3.5)

<国際協力>

- ⑯ 容易に国境を越えるデジタル技術やビジネスについて、国内企業と海外企業のイコールフットイングを達成する観点から、域外適用規定の整備、国際的な執行協力や、ルールの標準化・相互互換性の確保を推進する。(5.4)

こうしたガバナンスモデルの下で、国家・政府、企業、コミュニティ・個人の役割は、以下のように変化していくと考えられる。

- **国家・政府**は、自身が全てのルールを設計するのではなく、マルチステークホルダーによるルール設計のファシリテーターとなる。また、モニタリングとエンフォースメントにあたっては、企業やコミュニティ・個人が積極的にガバナンスに参加するようなインセンティブ設計を行う。
- **企業**は、定められたルールを遵守する受動的な存在ではなく、自主ルールやアーキテクチャを通じて積極的にルールを設計していく主体となる。また、自らが設計したルールやアーキテクチャを対外的に説明することで、新たな技術やビジネスモデルに対するトラスト形成の中心的な担い手となる。
- **コミュニティ・個人**は、情報の乏しい脆弱な存在ではなく、社会に向けて積極的に自らの価値観や評価を発信できる主体となる。こうした影響力は、情報開示ルールや競争ルールの適切な整備・執行によって強化される。



今後、本報告書で提唱した新たなガバナンスモデルのフレームワークを基本的な視座として、具体的な規制・制度改革を進めることが必要である。既に、モビリティ、フィンテック・金融、建築等の分野において、デジタル規制改革に向けた検討が開始されている。プライバシー、サイバーセキュリティ、AI の品質評価、ID 基盤等については、業種横断的なフレームワークの策定が可能と考えられる。また、「ガバナンス・イノベーション」は、グローバルな共通課題であることから、政府間の連携や国際機関等における研究・政策形成に、我が国の産官学のステークホルダーが積極的に参画していくことが重要である。